

病院見学補助事業「ずんばい回ろう！病院見学アシスト！」実施要項

1. 事業対象 鹿児島県外大学医学部4～6年生
※ ただし6年生については、当該年度の7月までの見学が対象となる。また、自治医科大学、防衛医科大学校、海外の大学等に在籍する学生や、各都道府県の奨学金の貸与を受け、初期臨床研修病院が鹿児島県外に限定されている医学生は対象外となる。
2. 事業内容 (1) 申込者の希望に応じ、鹿児島県初期臨床研修連絡協議会（以下、協議会）が病院見学の日程や内容について各病院と調整を行う。
(2) 補助要件を満たした医学生に対して旅費（交通費、宿泊費）を支給する。
3. 申込締切 見学を行おうとする月の前々月末
4. 旅費支給回数 同一年度内2回までとする。ただし、2回目については、それまで見学した病院とは異なる見学先を1つ以上含むこととする。
5. 交通費補助対象 全ての事業利用者
6. 交通費補助要件 (1) 2箇所以上の病院見学を行う
(2) 見学先の病院から旅費（交通費・宿泊費等）の補助を受けない。
(3) 県外からの移動（航空機、新幹線等）にかかった費用の領収書原本を提出する（最初の見学先病院に提出、または見学後、協議会に郵送で提出）
(4) 見学実施後、「見学報告書」、「在学証明書」、「口座振込申出書」を協議会に提出する（メールまたは郵送）。

（次頁へ）

7. 交通費支給額 交通費支給額については、申込者の在籍する大学の所在地を基準として、以下の通りとする。

エリア	都道府県	金額
北海道・東北	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	65,000円
関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	40,000円
中部	新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県	45,000円
関西	三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	30,000円
中国・四国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	30,000円
九州（北部）	福岡県・佐賀県・長崎県・大分県	25,000円
九州（南部）	熊本県・宮崎県	15,000円
沖縄	沖縄県	30,000円

8. 宿泊費補助対象 以下のいずれかに該当する者

1. 鹿児島県外出身者
2. 鹿児島県内出身者で、実家所在地が見学先病院の二次保健医療圏と異なる者（該当するか不明な方は協議会担当者までお尋ねください）

9. 宿泊費補助要件 「6. 交通費補助要件」の(1)～(4)に加え、以下を満たす場合。
(5) 見学実施後、宿泊費の領収書原本を協議会に提出する（郵送）。

10. 宿泊費支給額 1泊あたり5,000円
※ 病院見学を行う上でやむを得ず発生する前泊及び後泊が対象。

11. 旅費支給の取消 不正または虚偽の申告により交通費・宿泊費の補助を受けた場合、支給額の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。